

(平成24年4月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成7年4月を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から8年1月1日まで

A社に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額が、年金定期便に記載されている金額よりも高いので、調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成7年4月については、申立人が所持している給与明細書に記載された給与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、36万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成6年12月から7年2月までの期間及び同年5月から同年12月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が控除されていることが給与明細書において確認できるものの、給与総支給額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致又は下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち平成7年3月については、事業主は当時の賃金台帳等を保管しておらず、支給額等は不明である旨を回答している上、申立人も給与明細書を所持していないことから、申立人の当該期間に係る給与総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月21日から30年9月1日まで
(株式会社A)
② 昭和30年10月1日から31年7月2日まで
(B社)
③ 昭和31年10月1日から33年1月1日まで
(株式会社C)

申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことにされているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日が記載されているページとその前2ページ及び後3ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たす者は申立人を含め13人確認できるが、脱退手当金の支給記録が確認できるのは申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間①から③までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、いずれも変更処理がなされておらず旧姓のままであることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、脱退手当金の支給決定日である昭和33年9月11日より約4か月前の同年

5月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が当該脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立期間①から③までの期間に係る脱退手当金が支給されたとする額（3,800円）は、法定支給額（5,700円）と1,900円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から32年2月1日まで
A株式会社B支店に昭和28年2月1日から47年8月31日まで勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録により、申立期間のうち、昭和29年8月21日から32年1月31日までの期間について、A株式会社B支店に勤務していたことが確認できる上、複数の元同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、28年2月1日から29年8月20日までの期間のうち、一部の期間について同社同支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、A株式会社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A株式会社本社は申立期間当時の資料を保管していないと回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A株式会社C支店が保管する健康保険被保険者台帳に記載されている申立人の資格取得日は、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致することが確認できる。

さらに、A株式会社本社は「当時、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、臨時社員は加入させていなかったと思う。」と供述している上、複数の元同僚も、「厚生年金保険は正社員になってから加入した。」と供述している。

加えて、複数の元同僚について、当該元同僚自身が記憶する入社日より、前述の被保険者名簿における厚生年金保険被保険者の資格取得日の方が遅いことから判断すると、A株式会社においては、当時、従業員について、入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。